

職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県議会議長 伊藤 勢 至

職員定数規程の一部を改正する訓令

職員定数規程（昭和44年岩手県議会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(定数) 第2条 議会事務局に置かれる職員の分課別の定数は、次のとおりとする。				(定数) 第2条 議会事務局に置かれる職員の分課別の定数は、次のとおりとする。			
区 分	書 記	書記以外の職員	計	区 分	書 記	書記以外の職員	計
総務課	<u>13</u>	<u>6</u>	<u>19</u>	総務課	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>12</u>
議事課	<u>8</u>		<u>8</u>	議事調査課	<u>21</u>		<u>21</u>
調査課	<u>9</u>		<u>9</u>				
計	<u>30</u>	<u>6</u>	<u>36</u>	計	<u>32</u>	<u>1</u>	<u>33</u>
2 [略]				2 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。